## ▶ 上益城5町消費生活相談のご利用について



上益城5町は、各町の垣根を越えて相談室を設置して います。訪問販売や契約上のトラブルなどさまざまな消 費者問題を専門の相談員が無料で相談に応じています。 (令和2年度山都町の相談室では、76件のご相談があり、 回復金:263,136円となっています。)

### ○上益城5町消費生活相談室

5町にお住まいの方は、遠慮なくどの町でも相談がで きます。相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。 ご相談でお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料 をご持参ください。



### 送りつけ商法

注文していない商品を 送りつけ、一方的に代金 を請求する手口のこと。

### リフォーム詐欺

住宅損壊の不安を煽 り、必要ないリフォー ム工事を持ちかける詐 欺行為のこと。



今後も継続して消費者被害を未然に防ぐために啓発活動の推進、専門相談員の配置による相談体 制の充実を図っていきます。 山都町長 梅田 穰

毎週月曜日~金曜日(祝祭日及び年末年始を除く) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

月曜日 益城町役場 ☎ 096-286-3210

火曜日 御船町役場 ☎ 096-282-1226

水曜日 嘉島町役場 ☎ 096-237-1112

木曜日 甲佐町役場 ☎ 096-234-3223

金曜日 山都町役場 ☎ 72-3133

または 消費者ホットライン

188 (3桁の電話番号)

最寄りの相談窓口につながります。

問合せ先 福祉課 272-1229

# **◯** 過疎地域における固定資産税の課税免除について **◯** 🛣



過疎地域の産業振興を図るため、山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関す る条例を新たに制定しました。山都町内において令和3年4月1日以降に、一定の事業用資産を取得し た個人または法人に対し、固定資産税を最大3年間免除します。

- ○対象業種 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿営業を除く)
- ○対象資産 償却資産(機械、装置)、家屋、土地(対象家屋の敷地)土地については、その取得の日 の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合に限る。
- ○適用期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得したものに限る。

対象業種	資本金規模		
	5,000 万円以下 (個人を含む)	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超
製造業 旅館業	500 万円以上	1,000 万円以上※	2,000 万円以上※
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500 万円以上	500 万円以上※	

※資本金等の規模が、5.000万円超の事業者については、新設又は増設に係る取得等に限ります。

- 注1) 取得した土地も減免の対象となります。土地の取得価額は、要件に含まれません。
- 注2)取得価額は、圧縮記帳後の価額となります。

問合せ先 (申請に関すること) 企画政策課 ☎ 72-1214

(課税に関すること) 税務住民課 ☎72-1128

# 



### 追加(3回目)接種に使用するワクチンについて

3回目接種に使用するワクチンは、武田/モデルナ社ワクチンとファイザー社ワクチンの2種類です。 山都町ではワクチンの種類等について、意向調査を行います。

一方のワクチンに希望が偏ると、希望する時期に接種を受けることができない可能性があります。

### ◎ 1・2 回日と異なるワクチンを用いて 3 回日接種をした場合の安全性

厚生労働省では、追加接種に使用するワクチンは、初回接種に用いたワクチンの種類に関わらず、 武田/モデルナ社またはワクチンファイザー社のワクチンを用いることが適当としています。

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、様々なワクチンを用いて3回目接種を行った 場合の研究が行われ、その結果として以下のことが報告されています。

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワク チンを接種しても安全性が認められています

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受 けた人が、3回目でファイザー社ワクチンを 受けた場合と、武田/モデルナ社ワクチンを 受けた場のいずれにおいても、抗体価が十分 上昇することが認められています

ワクチンの組み合わせ	抗体価
ファイザー ファイザー モデルナ	抗体価は
ファイザー ファイザー ファイザー	力昇

出典: Munro APS, et al. The Lancet, December 2021

### 意向調査へのご協力をお願いします!!

以下の方に、接種券および意向調査を緑色の封筒で令和4年1月7日に発送しました。山都町の接種 を計画するうえで、皆さんの回答が大変重要になりますので、対象の方は必ず令和4年1月21日まで に回答をお願いします。

なお、以下に該当する方で、接種券および意向調査が届いていない場合は、ワクチン専用ダイヤルま でご連絡をお願いします。

### 対象の方

- ・65 歳以上の方で令和 3 年 5 月 22 日から令和 3 年 8 月 31 日の間に 2 回目の接種を受けた方 \
- √・64歳以下の方で令和3年5月22日から令和3年7月31日の間に2回目の接種を受けた方

また、上記期間以降に2回目の接種を受けた方は、令和4年3月以降に順次、接種券および意向調査 を発送する予定です。

### 追加(3回目)接種の町の方針について

山都町では、1・2回目と同様に矢部保健福祉センター千寿苑および山都町役場蘇陽支所の2箇所を 会場とした集団接種を軸に接種を進める予定です。現在のところ、2月以降の実施を予定しています。 また、何らかの理由で集団接種を受けることができない方を対象に、町内医療機関で接種を受けること ができる個別接種の体制も整える予定です。集団・個別接種のいずれにおいても詳細が決まりしだいお 知らせを行います。

### 問合せ先

山都町ワクチン専用ダイヤル ☎ 0967-72-0077 (問合せ受付時間:平日8:30~17:15)

広報やまと 2022. 1月号 12 13 広報やまと 2022. 1月号